

地方自治体の広域連携及び 多様な主体との連携・協働について

令和6年11月25日

第41回 国と地方のシステムワーキング・グループ

総務省提出資料

関係省庁や地方自治体との連携による
事務の共同実施、複数団体による広域的な
公共施設の集約化・共同利用

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められることになる。後期高齢者人口の急速な増加など、変化・課題が顕著に現れることが見込まれる三大都市圏においては、このような視点が特に重要になる。

(中略)

合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくためには、連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である。特に、連携中枢都市圏・定住自立圏においては、丁寧な合意形成を図るための方策として、市町村の自主性・自立性を尊重することを前提とした上で、例えば、関係市町村間で、連携協約や協定に合意形成過程のルール等を記載しておくことも考えられる。

また、都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。

このような地方公共団体の取組に加えて、国には、地方公共団体の自主的な連携の取組を適切に支援していくことを前提に、先進事例の収集や取組の横展開などによる連携の促進のほか、各府省による広域連携に関する様々な政策について、府省間での適切な調整と連携を図っていくことが求められる。

7. 自治体間の連携・協力の推進

(1) 広域連携による市町村事務の共同実施モデルの構築

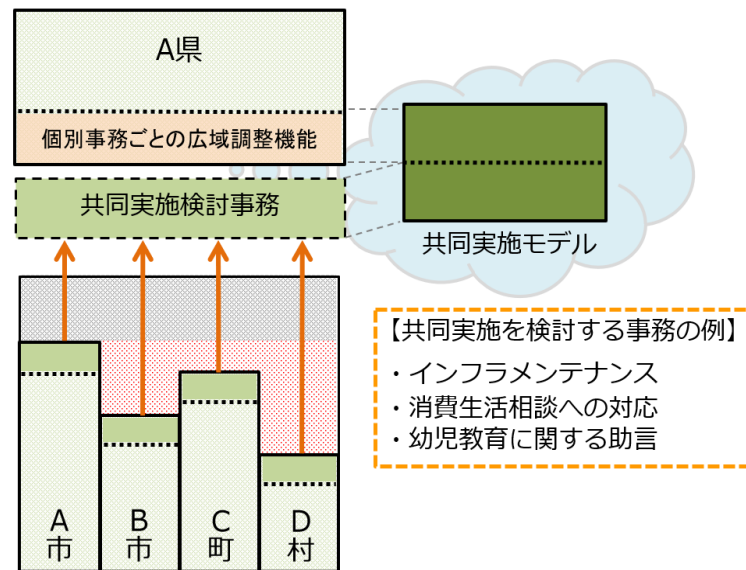
総務省重点施策
2025(抜粋)

広域連携による市町村事務の共同実施モデルの構築

- 人口減少に伴い市町村の人手不足が深刻化する一方で、行政需要は高度化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。
- そこで、個別の行政事務を所管する府省庁の協力のもと、都道府県による補完など、先進的かつ汎用性のある、全国展開可能な共同実施モデルを構築する。

【要求額】 広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業 2.6億円

(イメージ図)



第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された施設・インフラの老朽化が課題となる中、各地方公共団体は、その所有する公共施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って、公共施設の更新や統廃合、集約化、長寿命化などに取り組んでいる。今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取り組むことが効果的と考えられる。

しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないものと考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待される。

また、地域によっては、都道府県が調整や事務局機能といった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を發揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待される。

国としても、このように、市町村間の連携や都道府県と市町村との連携を促進しやすい環境を整えるため、適切に支援していくことが期待される。

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化等の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。

【複数団体の連携による集約化等の例】

【広域炊飯施設の整備】（山形連携中枢都市圏8市町）

- 少子化の影響による米の消費量減などの課題解決を図るため、連携中枢都市圏を構成する8市町が連携して、広域炊飯施設を整備。学校、医療機関、保育施設等へ米飯を提供。
- 規模の拡大により、給食費の値上げを回避



出典：山形市ホームページ等

【図書館の共同運営】（長崎県、長崎県大村市）

- 長崎市に所在していた長崎県立図書館と、大村市立図書館を統合し、両機能を併せ持つ図書館を大村市に開館。県立図書館と市立図書館の施設区分はなく、一つの図書館として整備。



出典：ミライON図書館ホームページ

地域の多様な主体との連携・協働

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

2 公共私連携 (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化することが想定される。また、人口減少による市場の縮小は、民間事業者の撤退やサービスの縮小にもつながり、地域社会を取り巻く環境は、今後ますます厳しい状況となっていく。こうした環境変化によって生じる、人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要である。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる。地域の多様な主体による連携・協働の枠組みは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである。地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくと考えられる。（中略）

実際、市町村においては、一定の要件を満たした団体を条例に位置付け、意見具申等を通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることや、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。

このような実情を踏まえ、市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくことが考えられる。この場合に、民主的で透明性のある運営や構成員の開放性を担保する必要がある、そうした前提を満たした上で、このような主体に求められる具体的な要件及び役割の設定や、市町村による支援の具体的な方法については、市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにする必要がある。

地域の多様な主体の連携及び協働の推進

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、**住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため**、今後、地域の实情に応じて、**地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)**を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕
- ⇒ **地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体**について、「**指定地域共同活動団体**」として、市町村の判断で、その位置付けを明確化する選択肢を法律上用意し、活動環境を整備。(令和6年地方自治法一部改正)
【総務省重点施策2025(抄)】 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先行事例等の調査研究や周知・啓発を実施。(要求額:0.2億円)

『指定地域共同活動団体』制度の創設

【施行期日】 令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う様々な主体

【主体のイメージ】

- ・ 地域運営組織
- ・ 複数の団体(自治会・町内会、PTA、婦人会、社会福祉協議会、NPO法人等)が連携して地域的な共同活動を行っている場合 等

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

【指定対象】

- ・ **区域の住民** 又は **区域の住民を主たる構成員とする団体** を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において**住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動**を行う
- ・ 地域の**多様な主体との連携**等により**効率的・効果的**に活動を行う
- ・ **民主的で透明性の高い運営**その他適正な運営の確保 等

⇒ 具体的には市町村の判断により**条例で定める**

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の**支援**を受けることができる
- ・ 他団体との連携により**効率的・効果的**に活動を行うため、市町村に**調整を求める**ことができる
- ・ 市町村から**行政財産の貸付け**、関連事務の**随意契約による委託**を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- **市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催**

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- **公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施**

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



地方自治体が連携して地域に必要な人材を
確保・育成する取組の推進

第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 地方公共団体相互間の連携・協力

(3) 専門人材の確保・育成

少子高齢化・人口減少の局面に入ってから、これまでは、それぞれの地方公共団体が自ら専門人材の確保・育成に取り組んできた。市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。

生産年齢人口が急速に減少して、人材獲得競争は厳しさを増しており、今後、さらに多くの市町村において、専門人材の確保・育成が課題として顕在化することが見込まれる。このような状況を踏まえると、市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界があると考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要になる。こうした観点からは、都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される。

地方自治体が連携して地域に必要な人材を確保・育成する取組の推進

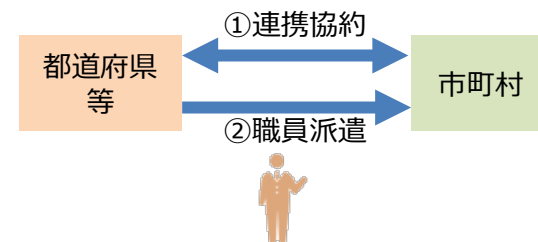
地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、令和6年度から特別交付税措置を講じている。

※保健師や保育士、税務(地方税の徴収等)や用地(道路建設に伴う買収等)など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。

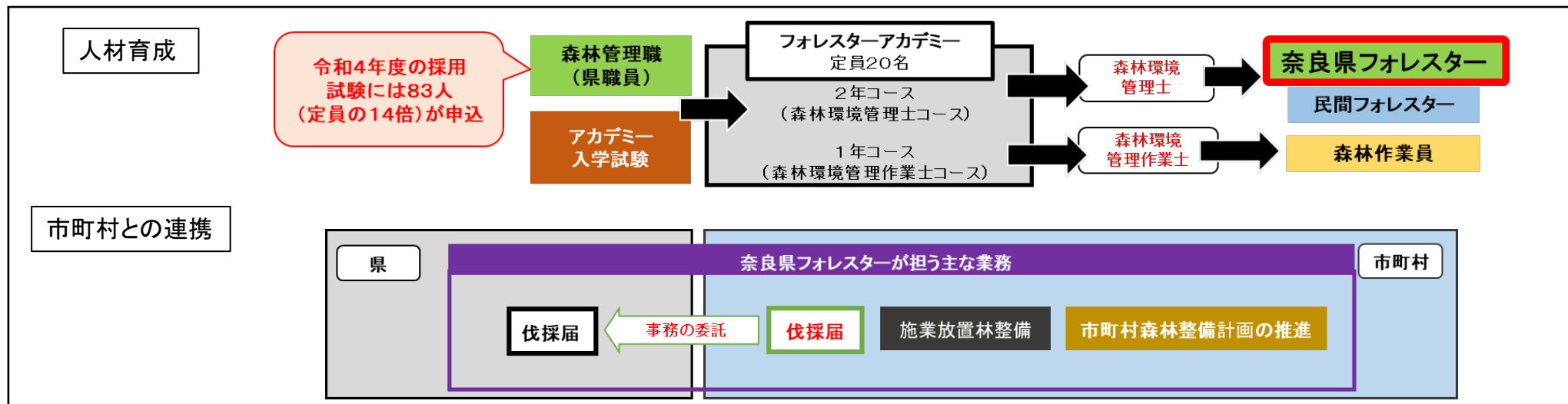
※対象経費

- ・都道府県等が専門人材の確保に要する募集経費
- ・連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費



都道府県による市町村の補完・支援の事例

- 奈良県では、令和3年に「奈良県フォレスターアカデミー」を開校し、森林・林業を担う人材を養成。
- アカデミーを卒業した県職員を「奈良県フォレスター」に任命し、同一の市町村に長期間派遣のうえ森林環境管理業務及び県が市町村から受託した事務に従事。



連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

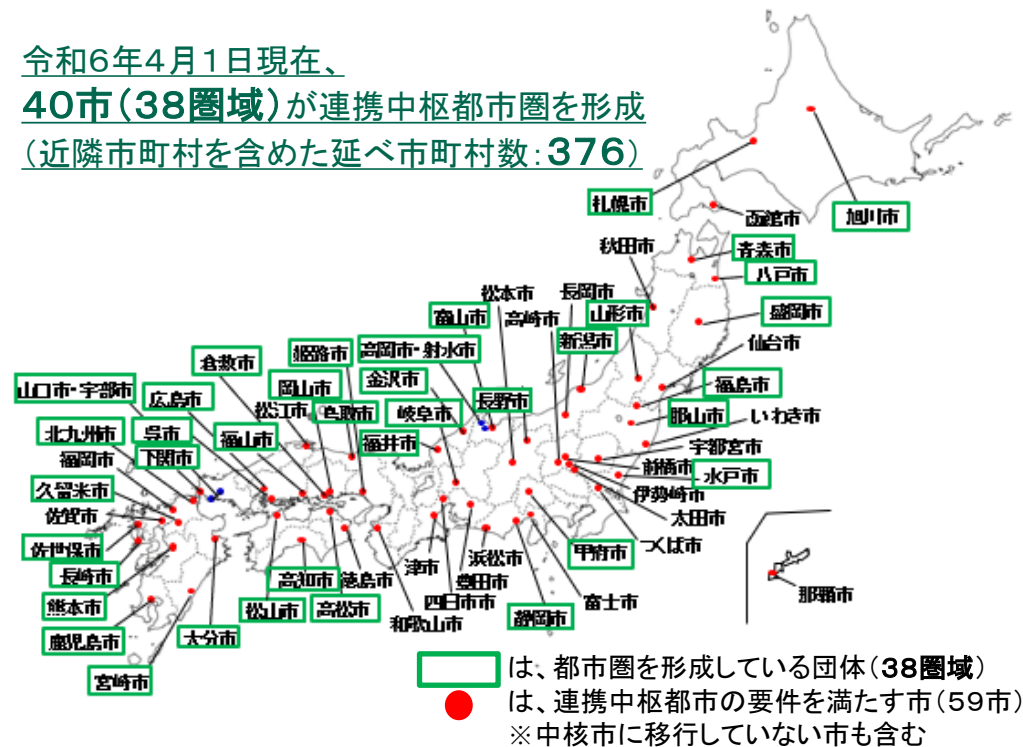
➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和6年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:376)



【主な財政措置】

- (1) 連携中枢都市に対する普通交付税措置(圏域人口に応じて算定/例: 圏域人口75万で約2億円)
- (2) 包括的財政措置(特別交付税。令和3年度に拡充)
 - ・連携中枢都市(1.2億円程度)
 - ・連携市町村(1,500万円→1,800万円(令和3年度))

【KPIの設定】

令和4年に通知を发出し、KPIの設定等に関する基本的な考え方等を周知

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

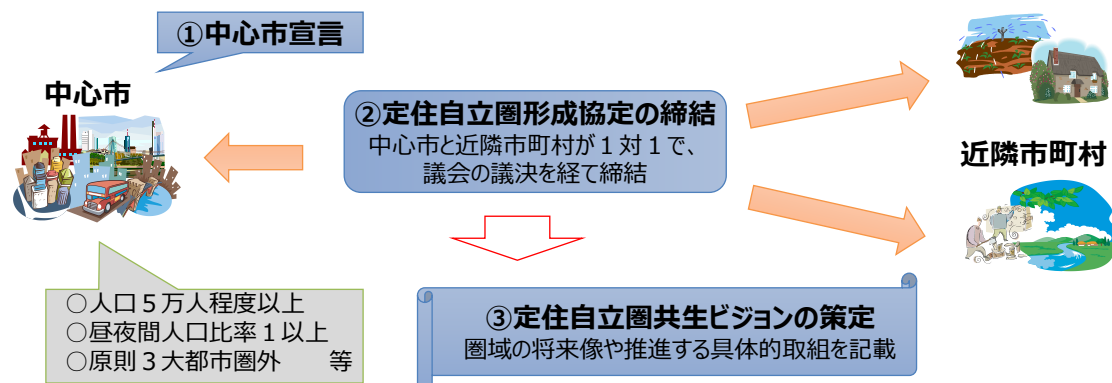
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

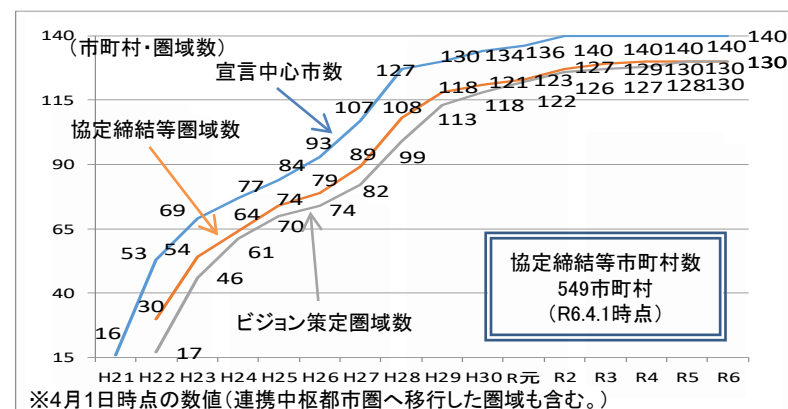
- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ 圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択